

平成29年 7月18日

一般社団法人 投資信託協会
会長 岩崎 俊博 殿

(商号) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
(代表者) 代表取締役社長 高村 孝

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則
第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額

① 資本金の額

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です(平成29年6月30日現在)。

② 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,200株です(平成29年6月30日現在)。

③ 発行済株式の総数

委託会社の発行済株式総数は6,200株です(平成29年6月30日現在)。

④ 最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

② 投資運用の意思決定機構

1) 運用基本方針の決定

投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。

2) 運用実施計画の作成

ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。

3) 運用の実行

ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第1種金融商品取引業及び第2種金融商品取引業を行っています。

平成29年6月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、129本であり、その純資産総額は1,258,793百万円です(親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。)

3. 委託会社等の経理状況

1. 委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当事業年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月28日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 櫻井 雄一郎 印
公認会計士 伊藤 雅人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(2) 損益計算書

(単位：千円)

期 別 科 目	前 事 業 年 度			当 事 業 年 度		
	自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日			自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日		
	金 額	構成比	%	金 額	構成比	%
営業収益						
委託者報酬			2,509,890			2,212,712
投資顧問収入			1,578,998			1,458,677
その他営業収益 ※			155,119			50,406
営業収益計		100.0	4,244,008		100.0	3,721,797
営業費用						
支払手数料			559,139			489,863
広告宣伝費			16,680			35,172
公告費			1,190			1,190
調査費			410,480			417,879
調査費	265,829			293,362		
委託調査費	142,735			122,452		
図書費	1,915			2,063		
委託計算費			151,283			142,995
営業雑経費			42,905			38,828
通信費	4,838			4,373		
印刷費	11,461			8,695		
協会費	10,719			10,238		
諸会費	4,744			3,751		
その他	11,140			11,770		
営業費用計		27.8	1,181,679		30.3	1,125,930
一般管理費						
給料			1,209,889			1,355,113
役員報酬	289,386			320,210		
給料・手当	689,687			742,957		
賞与	187,055			240,448		
賞与引当金繰入額	43,760			51,497		
交際費			2,655			2,819
旅費交通費			27,724			25,539
租税公課			99,542			3,445
不動産賃借料			85,870			98,463
退職給付費用			80,570			89,895
固定資産減価償却費			25,224			19,230
福利厚生費			84,742			103,558
事務手数料 ※			522,979			684,643
諸経費			148,610			40,555
一般管理費計		53.9	2,287,811		65.1	2,423,266
営業利益		18.2	774,517		4.6	172,600
営業外収益						
受取利息			0			-
有価証券運用益			-			6,845
雑収入			278			1,326
営業外収益計		0.0	278		0.2	8,172
営業外費用						
支払利息			174			118
為替差損			2,081			1,479
有価証券運用損			1,242			-
雑損失			360			161
営業外費用計		0.1	3,858		0.0	1,759
経常利益		18.2	770,936		4.8	179,013
特別利益						
事業再構築費用戻入			-			101,509
特別利益計		-	-		2.7	101,509
特別損失						
事業再構築費用			101,509			-
事務処理損失			173			32,965
特別損失計		2.4	101,682		0.9	32,965
税引前当期純利益		15.8	669,254		6.7	247,557
法人税, 住民税及び事業税			4,035,569	95.1		△ 188,427
法人税等調整額			△ 3,462,138	△ 81.6		303,615
当期純利益			95,824	2.3		132,369

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本等変動計算書							株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	310,000	-	-	77,500	31,620	8,751,393	8,860,513	9,170,513	9,170,513
当 期 変 動 額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△ 3,000,000	△ 3,000,000	△ 3,000,000	△ 3,000,000
当期純利益	-	-	-	-	-	95,824	95,824	95,824	95,824
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△ 2,904,175	△ 2,904,175	△ 2,904,175	△ 2,904,175
当 期 末 残 高	310,000	-	-	77,500	31,620	5,847,217	5,956,337	6,266,337	6,266,337

当事業年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本等変動計算書							株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	310,000	-	-	77,500	31,620	5,847,217	5,956,337	6,266,337	6,266,337
当 期 変 動 額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△ 995,862	△ 995,862	△ 995,862	△ 995,862
当期純利益	-	-	-	-	-	132,369	132,369	132,369	132,369
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△ 863,492	△ 863,492	△ 863,492	△ 863,492
当 期 末 残 高	310,000	-	-	77,500	31,620	4,983,724	5,092,844	5,402,844	5,402,844

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 売買目的有価証券 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却方法	<p>(1) 有形固定資産 ①リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 9～10年 器具備品 7年 ②リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異 発生翌事業年度に一括損益処理しております。</p>
5. その他 財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成28年3月31日現在)	当事業年度 (平成29年3月31日現在)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 16,731千円 器具備品 17,133千円 リース資産 2,893千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 29,387千円 器具備品 21,193千円 リース資産 5,208千円
※2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 11,323千円	※2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 11,524千円
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

(損益計算書関係)

前事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	当事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
※移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額141,249千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額519,485千円は、損益計算書の事務手数料に含まれております。	※移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額48,303千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額684,643千円は、損益計算書の事務手数料に含まれております。
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200株	-	-	6,200株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株あたりの配当額	基準日	効力発生日
平成28年3月24日 取締役会	普通株式	3,000,000千円	483,870.96円	平成27年9月30日	平成28年3月25日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの
該当ありません。

当事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200 株	-	-	6,200 株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株あたりの配当額	基準日	効力発生日
平成 28 年 12 月 22 日 取締役会	普通株式	995,862 千円	160,622.90 円	平成 28 年 9 月 30 日	平成 28 年 12 月 26 日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの該当ありません。

(リース取引関係)

前事業年度 自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日	当事業年度 自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日
所有権移転外ファイナンス・リース取引	同左
① リース資産の内容 社用車両であります。	
② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減却償却方法」に記載の通りであります。	

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。

同じく営業債権である未収投資顧問料は、概ね 6 か月以内に回収される債権であり、また顧客の業種等も多岐にわたり分散されていることから、顧客の信用リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

平成 29 年 3 月 31 日現在

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	6,002,331	6,002,331	—
(2) 未収委託者報酬	544,116	544,116	—
(3) 未収入金	527,437	527,437	—
(4) 長期差入保証金	75,114	45,594	△ 29,520
(5) 未払手数料	112,932	112,932	—

(注 1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収委託者報酬、(3) 未収入金及び(5) 未払手数料

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金

原状回復費見積り額を控除した将来のキャッシュフローを貸借契約終了期日までの期間および信用リスクなどを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(注 2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が 1 年を超えるものはありません。

(注 3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

平成 29 年 3 月 31 日現在

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	1,072,151	1,072,151	—
(2) 未収委託者報酬	585,796	585,796	—
(3) 未収入金	189,169	189,169	—
(4) 未収還付法人税等	602,213	602,213	—
(5) 長期差入保証金	71,695	45,753	△ 25,942
(6) 未払手数料	124,844	124,844	—

(注 1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収委託者報酬、(3) 未収入金、(4) 未収還付法人税等及び(6) 未払手数料

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期差入保証金

原状回復費見積り額を控除した将来のキャッシュフローを貸借契約終了期日までの期間および信用リスクなどを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(注 2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が 1 年を超えるものはありません。

(注 3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日 現在)	当事業年度 (平成 29 年 3 月 31 日 現在)
売買目的の有価証券 貸借対照表計上額 6,448 千円 当事業年度の損益 に含まれた評価差額 1,448 千円	売買目的の有価証券 貸借対照表計上額 24,597 千円 当事業年度の損益 に含まれた評価差額 3,169 千円

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日	当事業年度 自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

前事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

平成 23 年 4 月 1 日に確定給付企業年金制度 (キャッシュ・バランス・プラン)、確定拠出年金制度を導入いたしました。また、平成 12 年 9 月 29 日より退職給付信託を設定しております。

当事業年度 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

平成 23 年 4 月 1 日に確定給付企業年金制度 (キャッシュ・バランス・プラン)、確定拠出年金制度を導入いたしました。また、平成 12 年 9 月 29 日より退職給付信託を設定しております。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日
退職給付債務の期首残高	426,295
勤務費用	46,270
利息費用	4,262
数理計算上の差異の発生額	20,018
退職給付の支払額	<u>△ 38,975</u>
退職給付債務の期末残高	457,872

(単位：千円)

	当事業年度 自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日
退職給付債務の期首残高	457,872
勤務費用	47,433
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	△ 20,312
退職給付の支払額	<u>△ 15,877</u>
退職給付債務の期末残高	469,114

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度	
	自	平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日
年金資産の期首残高		311,134
期待運用収益		2,295
数理計算上の差異の発生額		6,922
事業主からの拠出額		46,651
退職給付の支払額		△ 38,975
		<hr/>
年金資産の期末残高		328,027

(単位：千円)

	当事業年度	
	自	平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日
年金資産の期首残高		328,027
期待運用収益		2,421
数理計算上の差異の発生額		5,670
事業主からの拠出額		47,170
退職給付の支払額		△ 15,877
		<hr/>
年金資産の期末残高		367,412

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度	
	自	平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日
積立型制度の退職給付債務		457,872
年金資産		△ 328,027
		<hr/>
		129,844
非積立型制度の退職給付債務		-
未積立退職給付債務		<hr/> 129,844
未認識数理計算上の差異		△ 13,096
未認識過去勤務費用		△ 43,608
		<hr/>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額		73,140

(単位：千円)

	当事業年度	
	自	平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日
積立型制度の退職給付債務		469,114
年金資産		△ 367,412
		<hr/>
		101,701
非積立型制度の退職給付債務		-
未積立退職給付債務		<hr/> 101,701
未認識数理計算上の差異		25,983
未認識過去勤務費用		△ 34,886
		<hr/>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額		92,798

5. 退職給付費用の内訳

(単位：千円)

	前事業年度	
	自	平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日
退職給付費用		61,118
(1) 勤務費用		<hr/> 46,270
(2) 利息費用		4,262
(3) 期待運用収益 (減算)		2,295
(4) 過去勤務費用の費用処理額		8,721
(5) 数理計算上の差異の費用処理額		4,158

(単位：千円)

	当事業年度	
	自	平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日
退職給付費用		66,829
(1) 勤務費用		<hr/> 47,433
(2) 利息費用		-
(3) 期待運用収益 (減算)		2,421
(4) 過去勤務費用の費用処理額		8,721
(5) 数理計算上の差異の費用処理額		13,096

6. 年金資産に関する事項

前事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

① 年金資産の内訳

保険資産 (一般勘定)	97.7%
その他	2.3%
合計	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

当事業年度（平成 29 年 3 月 31 日現在）

① 年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	97.9%
その他	2.1%
合計	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

7. 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日現在)
(1) 割引率	0.0%
(2) 長期期待運用収益率	0.75%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務費用の処理年数	発生時より 11 年
(5) 数理計算上の差異の処理年数	1 年

(注) 当事業年度の期首時点において適用した割引率は 1.0% でありましたが、期末時点において割引率の再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に重要な影響を及ぼすと判断し、割引率を 0.0% に変更しております。

	当事業年度 (平成 29 年 3 月 31 日現在)
(1) 割引率	0.0%
(2) 長期期待運用収益率	0.75%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務費用の処理年数	発生時より 11 年
(5) 数理計算上の差異の処理年数	1 年

8. 確定拠出制度

前事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は 15,211 千円であります。

当事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は 17,895 千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日	当事業年度 自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)
繰延税金資産（流動）	繰延税金資産（流動）
連結納税適用に伴う影響額	連結納税適用に伴う影響額
未払事業税	賞与引当金繰入超過額
賞与引当金繰入超過額	その他
その他	

繰延税金資産（流動）合計	969,336	繰延税金資産（流動）合計	664,727
繰延税金負債（流動）との相殺	-	繰延税金負債（流動）との相殺	△119,926
繰延税金資産（流動）の純額	969,336	繰延税金資産（流動）の純額	544,801
繰延税金資産（固定）		繰延税金資産（固定）	
連結納税適用に伴う影響額	2,575,170	連結納税適用に伴う影響額	1,837,769
退職給付引当金	23,491	退職給付引当金	29,482
その他	7,754	繰越欠損金	848,912
		その他	11,173
繰延税金資産（固定）合計	2,606,416	繰延税金資産（固定）合計	2,727,336
繰延税金負債（固定）との相殺	-	繰延税金負債（固定）との相殺	-
繰延税金資産（固定）の純額	2,606,416	繰延税金資産（固定）の純額	2,727,336
繰延税金資産合計	3,575,752	繰延税金資産合計	3,272,137
繰延税金負債（流動）		繰延税金負債（流動）	
その他	-	未払事業税	△119,926
繰延税金負債（流動）合計	-	繰延税金負債（流動）合計	△119,926
繰延税金資産（流動）との相殺	-	繰延税金資産（流動）との相殺	119,926
繰延税金負債（流動）の純額	-	繰延税金負債（流動）の純額	-
繰延税金負債（固定）		繰延税金資産の純額	3,272,137
事業譲受に係る調整項目	-		=====
繰延税金負債（固定）合計	-		
繰延税金資産（固定）との相殺	-		
繰延税金負債（固定）の純額	-		
繰延税金資産の純額	3,575,752		
	=====		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	
法定実効税率	33.0%	法定実効税率	30.8%
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.1%	交際費等永久に損金に算入されない項目	25.4%
税率変更差異	40.5%	その他	△ 9.7%
その他	3.8%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	85.6%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.5%
	=====		=====

(税率変更に伴う影響)

前事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)及び「地方税等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律第 13 号)が平成 28 年 3 月 29 日に成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引

下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.26%から、平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 30.86%、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については 30.62%となります。この税率変更により、繰延税金資産は 178,278 千円減少し、法人税等調整額は 178,278 千円増加しております。

当事業年度 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(企業結合関係等)

前事業年度 自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日	当事業年度 自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日
該当事項はありません。	同左

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は 35,341 千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、資産除去費用の見積額の更新および旧オフィス賃借契約終了に伴う一部の資産除去債務の履行により 54,624 千円減少しております。

当事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は 35,341 千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、変動は有りません。

(セグメント情報)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. セグメント関連情報

1. 商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域に関する情報

① 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

I 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 同一の親会社を持つ会社

前事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

当事業年度 自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日											
種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 (被 所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
同一の 親会社 を持つ 会社	ステート・スト リート・ハン ク・アンド ・トラス ト・カンパニ ー	米国 マサチューセツ 州ボストン 市	29 百万 米ドル	銀行、 投資顧 問、投 資信託 委託業 務、及 びそれ らの関 連業務	なし	なし	助言など の投資顧 問サービスの 提供並び に受入れ ソフトウ ェアの使用 契約 人件費等 及び事務 手数料の 支払	ソフトウェア使用料の 支払	167,037	未収入金	228,410
								投資顧問料 の支払	118,594	未払金	205,912
								人件費等の 支払	235,888		
								事務手数料 の受取	141,249		
							事務手数料 の支払	522,979			
	ステート・スト リート信託 銀行株式 会社	東京都港 区	25 億円	銀行業	なし	なし	投資信託 計理の事 務サービスの 受入れ 兼職社員 の人件費 支払等	投資信託計 理業務委託	38,211	前払金	94,019
							人件費等の 支払	133,176			
	ステート・スト リート・グロ ーバル・ア ド・ハイイ ーズ・ユナイ テッド・キン グダム	英国 ロンドン	62 百万 ポンド	投資顧 問、投 資信託 委託業 務	なし	なし	投資顧問サ ービスの提 供並びに 受入れ	投資顧問料 の受取 投資顧問料 の支払	399 10,659	- -	- -
	ステート・スト リート・グロ ーバル・ア ド・ハイイ ーズ・シン ガポール	シンガポール シンガポール 市	136 万シ ンガポール ドル	投資顧 問業	なし	なし	投資顧問サ ービスの提 供及び E T F 商品 の紹介	紹介料の受 取	290	-	-

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。

3. 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて計算されております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日												
種 類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有（被 所有）割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引 金額 （千円）	科目	期末 残高 （千円）	
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係					
同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー	米国マサチューセッツ州ボストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ ソフトウェアの使用契約 人件費等及び事務手数料の支払	ソフトウェア使用料の支払 投資顧問料の支払 人件費等の支払 事務手数料の受取 事務手数料の支払	184,870 93,591 316,476 48,303 684,643	未払金 前払金	298,783 74,932	
	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ 兼職社員の人件費支払等	投資信託計理業務委託 人件費等の支払	32,352 142,287	前払金	45,770	
	ステート・ストリート・グローバル・アット・ハイ・サース・ユナイテッド・キングダム	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ	投資顧問料の支払	10,201	-	-	
	ステート・ストリート・グローバル・アット・ハイ・サース・シンガポール	シンガポール	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供及びETF商品の紹介	紹介料の受取	269	-	-	

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。

4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて計算されております。

II 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所に上場）
 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク（非上場）
 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス（非上場）
 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度		当事業年度	
自	平成 27 年 4 月 1 日	自	平成 28 年 4 月 1 日
至	平成 28 年 3 月 31 日	至	平成 29 年 3 月 31 日
1株当たり純資産	1,010,699円58銭	1株当たり純資産	871,426円53銭
1株当たり当期純利益	15,455円49銭	1株当たり当期純利益	21,349円86銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	

(注) 1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	自	平成 27 年 4 月 1 日	自	平成 28 年 4 月 1 日
	至	平成 28 年 3 月 31 日	至	平成 29 年 3 月 31 日
当期純利益（千円）		95,824		132,369
普通株主に帰属しない金額		-		-
普通株式にかかる当期純利益（千円）		95,824		132,369
期中平均株式数（株）		6,200		6,200

(重要な後発事象)

前事業年度	
自	平成 27 年 4 月 1 日
至	平成 28 年 3 月 31 日
該当事項はありません。	

当事業年度	
自	平成 28 年 4 月 1 日
至	平成 29 年 3 月 31 日
該当事項はありません。	

公開日 平成 29 年 7 月 18 日

作成基準日 平成 29 年 6 月 28 日

本店所在地 東京都港区虎ノ門 1 丁目 23 番 1 号

お問い合わせ先 企画調査部